

福岡市博物館リニューアル事業 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
1	要求水準書	23	III	2				仮設事務所については、固定資産税等が生じないとの認識でよろしいでしょうか。	福岡市の法人税務課や資産課税課等に照会をかけて確認してください。
2	要求水準書	28	III	3	(2)	⑤	A	プロローグの空間は明るい導入空間とするとありますが、ジオラマや映像コンテンツを展開する場合、空間を暗くする必要があると考えられますが、どちらを優先すべきかをご回答ください。	現行の暗い空間について、ワークショップ等を通じて、未就学児を含む低年齢の利用者にとって入りづらさがあるという感触を得たことから、本事業において、プロローグの空間に明るさを要求しました。入りづらさが解消されれば、ジオラマや映像コンテンツの展開に必要な暗さは確保いただいて構いません。
3	要求水準書	31	III	4	(2)			体験学習室(1)の改修・内容刷新について、「博物館資料や地域の文化財のデジタルアーカイブやデータベース、博物館の図書資料のデータベースを検索」とありますが、活用想定されている既存のデータベース等はいかがでしょうか。	博物館資料のデータベースとしては、現在公開しているI.B.MUSEUMがあります。また、博物館の図書資料については、現在、図書館システムの導入を検討中です。
4	要求水準書	32	III	6				EV充電器の使用料は、貴市に取めるとの解釈でよろしいでしょうか。	EV充電器の使用料は、株式会社エネゲートが提供するEV充電器用認証・課金システム「エコQ電」を通じて、市が利用者から徴収します。当該充電器の維持管理が事業範囲に含まれていることを理由に、市が事業者から当該使用料を徴収することはありません。
5	要求水準書	32	III	6				EV充電器の電気使用料は、サービス対価に含まれますか。	EV充電器の電気代は、市が支払います。事業者が支払う必要はありません。
6	要求水準書	36	IV	2	(3)	①	ア	2025年6月13日の個別対話時に、施工時事業者にて実施した調査により発見されたアスベストの撤去費に関しても、発注者にて費用負担するとご発言がございましたが、相違ございませんでしょうか。	公表資料から読み取れる範囲と配管・ダクトパッキン類以外の箇所からアスベストが発見され除去が必要となった場合は、事業者の追加負担とならないよう、調整します。
7	要求水準書	52	VI	3	(1)	②	エ	資格配置要件となっている電気主任技術者(第3種以上)について、外部委託で選任要件を賄う事でもよろしいか。 ※外部委託承認制度を用いれば、電気主任技術者の選任が不要となります。(電気事業法施行規則第52条第2項)	電気事業法施行規則第52条第2項が適用される場合は、電気主任技術者の選任は不要です。
8	要求水準書	52	VI	3	(2)	②		ホイスト撤去後の重量物の搬入はどのように行うか、ご教示ください。	現状、市がホイストを使用して重量物を搬入することはありません。そのため、ホイスト撤去後も特段の支障はないと考えています。
9	要求水準書	53	VI	3	(3)	②		現在、市が契約している「常設展示室内の大型映像機器(プロローグ映像ほか5点)のリース契約」の月額料金を開示ください。また、リース契約解除に伴う費用負担があれば、合わせてお示しください。	令和6年度のリース契約料は、年額514,000円です(単年度契約)。令和8年度の当該リース契約については、リース期間を休館日までとすることで、リース契約の解除やそれに伴う費用負担は発生しない見込みです。

番号	書類名	頁	項					質問内容	回答
10	要求水準書	55	VI	7	(1)	③	ア	「警備は下表に示す人員数以上を配置して行う」とあるため、本表に記載の人数はポストではなく、常駐人数（指定時間内に記載の人数が在館する）という理解でよろしいか。 例) 開館時間以外は3人が常駐した上で、適宜、法定休憩を取得し、有事の対応等は、休憩人数含めて3人で対応にあたる。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書	56	VI	7	(1)	③	ウ	令和6年度警備業務委託仕様書には、警備の巡回は1時間おきと表記されているが、1時間おきで宜しいか。 (1時間おき：巡回完了して1時間おいて巡回) (1時間ごと：毎時間巡回 ex 9時・10時・11時)	巡回完了して1時間おいて次の巡回をするのではなく、毎時間巡回（例：9時台で1回、10時台で1回）してください。
12	要求水準書	60	VI	7	(3)	③	イ	屋内の浮遊カビの検査記録などがあれば開示ください。	浮遊カビの検査記録はありません。
13	要求水準書	89	VII	8	(5)			ユニークベニューと集客業務の明確な線引き等ございましたらご教示願います。	ユニークベニューは、イベントの主催者を主に市や第三者（イベント等を含む）と想定し、事業者は本施設が有効に活用されるよう、主に貸出規定の設定・運用や利用者の誘致等を行うものと考えています。 一方で集客業務は、イベントの主催者を主に事業者と想定し、事業者が事業者自身の創意工夫に基づき魅力的なイベントを開催するものと考えています。 両者の実務上の詳細な区分については、選定された事業者と協議の上、要求水準書VII4(12)に示す「ユニークベニューに係る規定」の策定等を通じて定めていくことを想定しています。
14	添付資料3-1	G-02-7、 G-02-8						資料更新を行う際には、基礎的設計に記載のあるEV(3)から常設展示室及び企画展示室へ、資料を搬出入するものと考えて良いでしょうか。	基礎的設計では、EV(3)を使用し、本館収蔵庫から常設展示室及び企画展示室へ資料を搬入する計画としています。
15	添付資料3-1	A-01-5-1						企画展示室から常設展示室へ回遊する場合の入口は、図面上のプロローグの箇所と考えて良いでしょうか。EV3側の扉はあくまで資料搬出入のみの使用で、来館者の出入口ではない認識で良いでしょうか。	基礎的設計では、添付資料3-1「G-02-8」のX8・Y5付近にある「EPS」の東側に扉を設け、そこから北側の「ミュージアムモール(2)」をバックヤードとする計画としていますが、当該計画と異なるものでも、企画展示室から常設展示室への回遊性の向上や、常設展示の魅力向上に資するものであれば、提案は妨げません。
16	添付資料3-1	M-02	②	(4)				屋外給水配管は更新が必要でしょうか。いくつも分岐しているため、施工時に南側広場等に影響がある可能性があるため、既存流用としてもよろしいでしょうか。	受水槽2次側の屋外配管は既存流用で問題ありません。受水槽1次側（水道本管引込みから受水槽まで）は収蔵庫棟・南側広場に影響のない範囲で更新してください。
17	添付資料3-1	M-09	①					恒温恒湿管理を必要とする部屋の空調機系統を個別ではなく系統をまとめる計画でもよろしいでしょうか。	1つの系統に故障等が発生した場合でも、各室の空調の大部分が同時に使用不可にならないような方策がとられることを条件として、1つの系統で複数の室の空調を管理する計画も認める方向で、検討中です。後日、修正版を公表します。

番号	書類名	頁	項				質問内容	回答
18	添付資料3-2	A-15～ A-21					事業者が行う外壁の調査にて新たに補修等が必要であることが判明した場合、発注者にてその部分の費用負担及び追加工期をお願いします。	「実施方針等に関する質問と回答（令和7年3月3日公表・3月27日修正）」の411番をご参照ください。
19	添付資料5 取蔵庫棟増築工事 基本設計説明書	10	1				取蔵庫棟について、地中熱のヒートポンプチャラー導入の有無と導入する場合はそのメーカー名を開示ください。	地中熱は利用していません。
20	添付資料7-5	2					常設展示室改修内容の機械設備に空調設備（二次側機器のみ）と記載があります。空調内機のみ更新と考えてよろしいでしょうか。	添付資料7-5記載の「二次側機器のみ」は誤記です。添付資料3-1機械設備計画04に記載の通り一次側（熱源側）も二次側（空調機側）も全て更新としてください。添付資料7-5を修正します。
21	添付資料23-1 南 側広場工事の発注 図面（電気）						水景設備（噴水設備、ろ過設備等）について仕様の詳細と、そのメーカー名を開示ください。	仕様・詳細は、添付資料3-3のA-17を参照してください。また、添付資料23-5「南側広場工事の発注図面（造園）」も参照してください（こちらは、当該工事の公告日以降に順次貸与する資料としています）。メーカー名は、工事発注前のため未決定です。
22	添付資料24 設備点検業務等分 担表	2					令和8年4月から1年間、現行の維持管理業務者（設備員）が常駐されるが、SPCの設備員も同室（中央監視室）で業務するという認識でよろしいか。また、南側広場の清掃業務に関連して、その業務や更衣スペース、清掃備品の置き場が必要になるが、同室（清掃員控室）でよろしいか。	SPCの設備員の業務場所や清掃業務に必要な清掃員控室や備品置き場等については、契約後に詳細を協議します。 ただし、これらの業務に必要なスペースについては、適切に確保いたします。
23	添付資料24 設備点検業務等分 担表	2					受変電設備保守点検業務委託について、令和8年4月からの業務開始に伴い、3月に停電点検を実施する必要があるが可能か。	令和7年度の年次点検は、令和7年10月から12月に実施を予定しています。なお、令和8年4月からの業務開始にあたり、事業者側で3月の停電点検が必要と判断される場合は、その実施の可否や方法について、契約後に協議させていただきます。
24	添付資料25-1 取 蔵庫棟工事の発注 図面（電気）						非常用発電機のメーカー名を開示ください。	(株)東京電機です。
25	添付資料25-1 取 蔵庫棟工事の発注 図面（電気）						取蔵庫棟のエレベーターメーカーを開示ください。	日本昇降機(株)です。 (博物館（既設EV（2）（3））のエレベーターメーカーと同じ)
26	事業契約書（案）	4	第2 章	第11 条	4		「市から提供された情報等から合理的に推測できなかった既存施設等の欠陥についての責任の請求期間は～実際の引渡日から1年経過するまでとする」とあるが、実施方針P33(3)施設欠陥リスクには「市が施工した施設・設備の欠陥・不備が、事業期間中に発見された場合は市の負担となっている。これは、事業期間中に発見された場合は市の負担と理解してよろしいか。	市から提供された情報等から合理的に推測できなかった既存施設等の欠陥が発見された場合は、事業者が当該欠陥を知った時から1年、かつ実際の引渡日から1年経過するまでを、市の責任の請求期間としており、その間に事業者より当該欠陥への対応等について市に求められた場合は、市の負担で対応します。

番号	書類名	頁	項				質問内容	回答	
27	事業契約書（案）	25	第6章	第2節	第68条	4	「市の判断により～負担する」とありますが、その判断基準は、実施方針P34(5)施設・設備損傷リスクに記載のあるとおり、「通常想定される使い方の中で、利用者が施設・設備を損傷した場合の修繕に係る費用の負担」は事業者で、「上記以外の事由により施設・設備が損傷した場合の修繕に係る費用の負担」は市、でよろしいか。	当該事象の内容や発生理由などにより、個別に判断します。	
28	事業契約書（案）	32	第9章	第91条	1	(2)	「運営を行うべき対象施設」にミュージアムショップ及びレストラン施設が含まれる場合、経営悪化により業務が行えず、30日以内に代替企業を誘致できないことで、事業契約が解除される可能性もあり、また、建物賃貸借契約書の契約解除事由とも齟齬が生じるため、「独立採算業務に係る施設は除く」として頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。ただし、事業者が当該条文中に定めた日数以上の期間、運営業務を履行できない場合であっても、その理由を考慮し、市が催告を行わない場合は、第91条第1項(2)は適用されません。	
29	事業契約書（案）	65	別紙5	5	(1)	①	ウ	建築物価指数と実勢単価の乖離が大きく、事業者は物価上昇の交渉に難航しております。そういった状況の中、実施方針時の価格で入札とした場合、実施方針時の価格から物価上昇の交渉はして頂けるとしても、実勢単価の入札価格には到達しません。そのようなリスクがあると、入札価格と本予算価格には大きな差が生じると思われますが、いかがお考えでしょうか。	市の予算確保のスケジュール上、設定できる中で最も事業実施に近い時期に事業費を積算しており、これ以上遅らせた時期に事業費を積算することは困難です。そのため、事業契約書（案）では、物価変動に伴いサービス対価を改定できるルールを設けており、指標値の比較基準を実施方針公表時の令和6年12月としています。
30	事業契約書（案）	79	別紙9	2				「累計で～1000分の5に至るまでの追加費用額は事業者が負担する」とあるが、これは不可抗力が複数回発生しても、事業者は最大でサービス対価C及びサービス対価Dの合計の1000分の5を負担し、これを超える額については市が負担するという理解でよろしいか。また各1年分の合計とあるが、これに1000分の5を乗じた金額か。	ご理解のとおり、同一年度内に不可抗力が複数回発生しても、事業者は最大で当該年度のサービス対価C及びサービス対価Dの合計の1000分の5に至るまでの追加費用を負担し、これを超える額については市が負担します。
31	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	24	212					質疑回答では、吹き出し口もの交換も原則不要となっております。取蔵庫のダクト、吹き出し口は既存流用と考えてよろしいでしょうか。	交換は不要です。
32	その他							現行の防災組織体制、指針、計画書、BCP対策についての資料を開示ください。 ※データでの開示が難しい場合、7月下旬からの、縦覧する資料として追加頂くことでも結構です。	博物館消防計画を縦覧資料として開示します。入札説明書及び様式集を修正します。
33	その他							竣工（1988年）からの修繕記録（修繕支出記録等）について、その内容・金額を開示ください。 ※7月下旬からの、縦覧する資料として追加頂くことでも結構です。	修繕記録を縦覧資料として開示します。入札説明書及び様式集を修正します。
34	その他							保守点検・委託業務の内容・金額・その他開示可能な情報について竣工（1988年）からの保守点検の発注実績を開示ください。 ※追加の開示資料で確認できた「屋外彫刻コーティング業務」等に類似する、維持管理に必要な業務を把握するためです。 ※7月下旬からの、縦覧する資料として追加頂くことでも結構です。	H27年度からの保守点検業務発注実績を縦覧資料として開示します。入札説明書及び様式集を修正します。